

令和05年度 東播磨港海岸清掃業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等

工事箇所 明石市魚住町西岡地先

工 種

施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0003/0009

散在ごみ収集運搬

[規格1]	[規格2]	[摘要]				1 回 当り
名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
普通作業員		人			1	
パッカー車運転		時間			1	
諸経費		%				
ごみ処分費 事業系可燃ごみ 明石クリーンセンター		kg				
単 位 当 り	1	回				

東播磨港海岸清掃業務委託 仕様書

1 業務実施箇所（別添位置図参照）

- (1) 東播磨港海岸（明石市魚住町西岡地先）
- (2) その他指示する関連施設

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、契約締結日から令和5年3月31日までの間は準備期間とし、この間においては、委託料は一切発生しないものとする。

3 清掃業務について

(1) 散在ごみ収集運搬

業務実施箇所のうち、東播磨港海岸に散在するごみ等の収集運搬を行うこと。

実施回数について、4月から10月までの期間は週2回（原則月曜日及び金曜日）とし、11月から3月までの期間は週1回（原則月曜日）とする。

上記の曜日以外で作業を行なう場合は、事前に市担当課と協議すること。

その他、市担当課からの指示を受けたときは、その指示に従い、ごみ等の収集を行うこと。

(2) 人力ごみ収集運搬

人力により漂着及び漂流している海草等のごみ収集を行うこと。

実施にあたっては、事前に市担当者と実施方法等について協議し、その指示に従うこと。

(3) 海草等収集運搬

汚泥吸排車を用いて漂着及び漂流している海草等のごみ収集を行うこと。

実施にあたっては、事前に市担当者と実施方法等について協議し、その指示に従うこと。

4 明石クリーンセンターへの搬入、処分について

- (1) 収集したごみを、可燃ごみ、不燃ごみに分けて明石クリーンセンターに搬入し、処分すること。また、収集したごみの運搬時は、過積載による違法運行を防止するとともに、適切な管理によりごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (2) 「人力ごみ収集運搬」及び「海草等収集運搬」で収集した海草等のごみを、明石クリーンセンターに搬入する際は、「ごみ搬入カード」により行うものとする。なお、発行されたごみ検量書は、市担当課へ報告書及び請求書を提出する際に併せて提出すること。

- (3) 「ごみ搬入カード」については、上記の準備期間内に市担当者まで届出て搬入車両2台分の発行を受けること。なお、届出に必要な書類等については市担当者の指示に従うこと。

- (4) 「人力ごみ収集運搬」及び「海草等収集運搬」で収集した海草等のごみは、

十分な水切りを行った後、パッカー車で明石クリーンセンターに搬入し、可燃物として処分すること。

(5) 明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等については、市担当課と協議すること。

5 収集ごみ処分費

(1) 本仕様書「3 清掃業務について」に掲げる業務のごみ処分費については、以下のとおりとする。

① 「散在ごみ収集運搬」の単価には、収集したごみの処分費を含む。

② 「人力ごみ収集運搬」及び「海草等収集運搬」で収集した海草等ごみの処分費は、別途実績に応じて支払うものとする。

(2) 当業務により発生した、明石クリーンセンターへの搬入、処分が困難なごみ等について、市担当課と協議の結果、産業廃棄物処分場等で処分する場合は、処分にかかる実費用を支払うものとする。

(3) 「人力ごみ収集運搬」及び「海草等収集運搬」で収集した海草等ごみの処分費については納付状況確認のため、納付領収書の写しを市担当課へ提出すること。

6 作業車の明示

作業中及びごみ運搬・搬入時には、業務関係車であることが認識できるよう、下記内容を記した標章（A4サイズ）を車両の前面に掲示すること。

明石市都市局道路安全室海岸・治水課 業務関係車 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 受託業者名：〇〇〇〇

7 再委託等の禁止について

本業務受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8 特記事項

各項目の契約単価は、落札者の入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計に占める割合」に応じて比例按分し、決定する。

東播磨港海岸清掃業務委託位置図

